

◎新潟県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 菖蒲棚岡線
- 2 供用開始の区間
上越市大島区牛ヶ鼻字大田2997番1から同市大島区牛ヶ鼻字高坂2966番6まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月18日